

## 不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関するガイドライン

令和 8 年 9 月 1 日

瀬戸内市教育委員会

### 1 目的

このガイドラインは、不登校児童生徒が公的機関や民間施設（フリースクール等）において相談・指導を受けている、あるいは自宅で ICT 等を活用して学習を行った場合に、その通所日数を指導要録上の出席扱いとする際の判断基準及び手続を定めることにより、児童生徒の社会的自立を支援するとともに、学校・家庭・民間施設の連携を促進することを目的とする。このガイドラインにおける「相談・指導」には、学習活動、体験活動その他児童生徒の社会的自立を支援する活動を含む。

### 2 基本的な考え方

- (1) 出席扱いは、児童生徒の社会的自立を支援する観点から、個々の状況に応じて判断するものとする。
- (2) 民間施設への通所をもって当然に出席扱いとするものではなく、校長は、教育委員会と十分に連携し、必要に応じて助言を得ながら総合的に判断し、指導要録上の出席扱いとすることができる。

### 3 出席扱いの要件

次に掲げる事項は、校長が出席扱いの可否を判断する際の目安であり、これらを機械的に適用するものではない。児童生徒一人一人の状況及び民間施設における支援の実態を踏まえ、校長は教育委員会と十分に連携し、総合的に判断し、指導要録上の出席扱いとすることができる。

#### (1) 学校・家庭との連携

- ・保護者と学校との間で定期的（週 1 回～月 1 回程度）な連絡・情報交換が行われており、十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ・民間施設での様子や学習の進捗状況について、保護者または施設を通じて学校側が把握できる体制が整っていること。

#### (2) 民間施設に関する要件

##### ①実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

##### ②事業運営の在り方と透明性の確保について

- ・不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ・著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

##### ③相談・指導の在り方について

- ・児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ・情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

- ・指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ・児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ・体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

#### ④相談・指導スタッフについて

- ・相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ・専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

#### ⑤施設、設備について

- ・各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。

#### ⑥学校、教育委員会と施設との関係について

- ・児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

#### ⑦家庭との関係について

- ・施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

### (3) 相談・指導の内容

- ・相談・指導が児童生徒の社会的自立を目指す内容であること。
- ・児童生徒が登校を希望した際に、円滑な学校復帰につながるよう配慮された支援が行われていること。
- ・通所による対面での相談・指導を基本とする。ただし、本人又は保護者の事情により対面による支援が困難な場合は、ICT等を活用した相談・指導その他適切な方法により実施することができる。

### (4) 学習活動

施設における学習活動が学校の教育課程に照らして適切であると認められる場合は、学校は児童生徒の学習状況を適切に評価し、指導要録へ反映するよう努める。

### (5) ICT等を活用した学習活動

児童生徒が自宅等においてICT等を活用した学習活動を行っている場合は、次の事項を踏まえ、校長が教育委員会と十分連携し、個々の状況に応じて総合的に判断し、指導要録上の出席扱いとすることができる。

- ① 学校、保護者及び支援機関等との間で、学習状況及び生活状況について継続的な情報共有が行われていること。
- ② ICT等を活用した学習活動が、児童生徒の社会的自立を目指すものであり、学校とのつながりを維持しながら計画的に実施されていること。

- ③ 学習履歴、活動記録、面談記録その他の資料により、児童生徒が継続的に学習活動を行っていることを学校が確認できること。
- ④ 学校への登校又は対面による相談・指導を基本としつつ、本人又は保護者の事情により対面による支援が困難な場合は、オンラインによる面談、相談又は指導その他の方法により対応することができる。
- ⑤ 学校は、必要に応じて ICT 等を活用した学習活動の成果を把握し、学習評価及び指導に適切に反映するよう努める。

#### 4 出席扱い決定までの手続

- ① 民間施設への通所を出席扱いにすることについて、保護者が学校へ「指導要録上の出席扱いに関する申請書」（様式 1）により申請する。
- ② 学校と教育委員会は民間施設の状況を把握するため、学校及び教育委員会は、施設訪問、書面又はオンライン等により施設の状況を確認するものとする。教育委員会が既に確認済みの施設については、必要に応じ確認を省略することができる。
- ③ 校長は、教育委員会から必要な助言を受けた上で、出席扱いの可否を決定する。教育委員会は、校長の判断に必要な情報提供及び助言を行う。
- ④ 決定後も学校は施設及び保護者と定期的に情報共有を行い、継続の可否を確認する。

#### 5 学校及び民間施設の役割

##### （1）学校の役割

- ・ 不登校児童生徒の個別の状況を踏まえ、計画的、継続的に支援を行う。
- ・ 施設との連携及び情報共有を「出席状況の報告（様式 2）」により翌月 15 日までに行う。
- ・ 出席扱い及び学習評価を適切に実施する。

##### （2）民間施設の役割

- ・ 相談・指導計画に基づく支援を実施する。
- ・ 通所状況及び支援内容を学校へ報告する。
- ・ 学校との連携及び情報共有に協力する。

#### 6 留意事項

- ・ 出席扱いの可否は児童生徒ごとに判断し、一律の取扱いを行わない。
- ・ 出席扱いとなった場合でも、学校は児童生徒とのつながりを維持し、社会的自立及び学校復帰に向けた支援を継続する。
- ・ 指導要録には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び通所した民間施設名を記載する。

#### 7 その他

このガイドラインに定めのない事項については、文部科学省通知及び関係法令等を踏まえ、教育委員会が校長と協議の上、個別に判断し、指導要録上の出席扱いとすることができる。また、このガイドラインは、制度運用の状況及び国の通知等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。